

発達障害者コンサルテーション強化事業実施業務仕様書

1 業務名

発達障害者コンサルテーション強化事業実施業務

2 事業の目的

発達障害児者及びその家族が身近な地域で適切な支援を受け、安定した社会生活を送れるよう、市町、障害福祉サービス等事業所、医療機関、学校等の地域の関係諸機関に対する機関支援を専門に行う「発達障害者地域支援マネージャー」（以下、「地域支援マネージャー」という。）を配置し、発達障害者支援センター（以下「センター」という。）の地域支援機能の強化を図ることを目的とする。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

関係機関従事者からの電話、関係機関への訪問、ケース会議への参加等を通じて、発達障害児者の支援を行う機関に対して必要な指導・助言を行う。

(1) 支援対象

県内市町、学校、障害福祉サービス等事業所、医療機関等で発達障害児者の支援や対応に関わる従事者

(2) 活動内容

- ア 関係諸機関への助言等（機関コンサルテーション）
- イ 個別支援ケース会議等における支援
- ウ 地域の関係諸機関との連携体制の強化

5 業務担当地域（募集地域）

業務担当地域は次のとおりとし、業務担当地域ごとに1業者を選定する。

地域名	対象市町
東部地域	下松市、岩国市、光市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町
西部地域	下関市、宇部市、長門市、美祢市、山陽小野田市

(注) いずれかを選択して応募するものとする。

中部地域（山口市、萩市、防府市、周南市、阿武町）については、県発達障害者支援センターが担当する。

6 業務実施体制等

- (1) 地域支援マネージャーとして配置される者は、発達障害児者の支援に関する専門的知識及び相当の経験を有している社会福祉士等（社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、臨床心理士、相談支援専門員等）であること。ただし、専任である必要はない。
- (2) 業務実施に当たっては、中立公正に事業を実施すること。他事業を併設する場合は、併設事業所等からの独立性の確保に努めること。

- (3) 業務の実施は、「5 業務担当地域」を基本とし、センターとの連携を図りながら対応すること。
- (4) 業務実施に係る諸記録その他委託料の収支に関する帳票（事業報告書等）を整備するとともに、県が求めたときはこれを提示すること。また、関係帳票は事業終了後5年間保管しておくこと。
- (5) 受託者は、この業務に関して知り得た個人情報を漏洩してはならない。
- (6) 受託者は、個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

7 契約限度額

- (1) 東部地域
 - 1,202,040円（消費税及び地方消費税を含む）
 - (2) 西部地域
 - 2,037,960円（消費税及び地方消費税を含む）
- ※ 本業務は、令和8年度予算成立を条件として実施するものであるため、予算成立状況によってはこの限りでない。

8 その他留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定する。また、本業務の最終的な業務委託の仕様（契約書に添付する仕様書をいう。）は、受託者と協議の上、県が作成する。
- (2) 本業務の履行に当たり、この仕様書、契約及び県からの指示を遵守すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務の実施に当っては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による業務を実施するために取得する個人情報については、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 乙は、この契約による業務の従事者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(複写・複製等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務を実施するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等の複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）又はこれに類する行為（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託に係る連帯責任)

第9 乙は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託先に対する管理及び監督)

第10 乙は、再委託をする場合には、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第11 乙は、この契約による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、業務完了後、直ちに甲の指示に基づいて返還、廃棄、又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(遵守状況に関する報告)

第12 乙は、甲からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

(監査等)

第13 甲は、この契約による業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行

うことができる。乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

- 2 甲は、前項の目的を達成するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告等)

第 14 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報
情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先
により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、速やかに
甲に報告し、甲の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとると
ともに再発防止の措置を講じなければならない。

- 2 甲は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状
況等を勘案し、乙及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第 15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場
合には、この契約を解除することができる。

- 2 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者
が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

注 「甲」は委託契約締結者を、「乙」は委託先をいう。